

鹿屋市軽度・中等度難聴児補聴器助成事業実施要綱の一部を改正する要綱  
鹿屋市軽度・中等度難聴児補聴器助成事業実施要綱（平成25年鹿屋市告示第126号）の一部を次のように改正する。

第6条を削る。

第7条第1項中「第5条」を「前条」に改め、同条を第6条とし、第8条を第7条とし、第9条から第13条までを1条ずつ繰り上げる。

別表中「43,200円」を「53,500円」に、「9,000円」を「9,500円」に、「52,900円」を「55,900円」に、「64,800円」を「68,500円」に、「76,300円」を「80,700円」に、「96,000円」を「101,500円」に、「137,000円」を「144,900円」に、「70,100円」を「74,100円」に、「127,200円」を「134,500円」に、「3,600円」を「3,800円」に改める。

別記第3号様式、別記第4号様式及び別記第5号様式中「第7条関係」を「第6条関係」に改める。

別記第6号様式を次のように改める。

第6号様式（第6条関係）

難聴児補聴器購入費助成金交付却下決定通知書

第 号  
年 月 日

様

鹿屋市長

印

年 月 日付けで申請がありました交付申請については、下記のとおり却下することに決定しましたので、通知します。

記

却下の理由

別記第7号様式中「第7条関係」を「第6条関係」に改める。

別記第8号様式中「第11条関係」を「第10条関係」に改める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。